

# 墨田区消費者ニュース

【編集・発行】墨田区産業観光部生活経済課 消費者・勤労福祉担当

〒130-8640 墨田区吾妻橋1-23-20 TEL5608-6184

## 高齢者の消費者被害

多くの相談が、消費者センターに寄せられています。

高齢者は「お金」「健康」「孤独」の3つの大きな不安を持っているといわれています。悪質業者は言葉巧みにこれらの不安をあおり、親切にして信用させ、年金・貯蓄などの大切な財産を狙っています。高齢者は自宅にすることが多いため、訪問販売や電話勧誘販売による被害にあいやすいのも特徴です。トラブルにあわないために、トラブルの事例や手口などの「情報」を知ることはとても大切です。

高齢者に多い  
トラブルの  
事例や手口

電話勧誘販売

家庭訪問販売

利殖商法

当選商法

被害のあった人を勧誘（二次被害）

インターネット通販

販売目的隠匿

無料商法

点検商法

## 消費者講座を開催します！

賢い消費者となるために  
“私の選択は正しいの？”

講師：三浦佳子（消費生活コンサルタント）

あふれる情報に惑わされず、日々の消費生活の中で正しい選択をするヒントについて学ぶ。

- 【とき】平成25年2月20日（水曜日）  
午後1時半～3時半
- 【ところ】区役所131会議室（13階）
- 【対象】区内在住・在勤・在学の方
- 【定員】先着50名 【参加費】無料
- 【申込み】1月22日午前9時から電話ですみだ消費者センターへ  
tel(5608-1516)





消費者センター相談窓回から

# 脂肪吸引

## モニター価格でできると思ったのに…

### [ 相談事例 ]

美容クリニックのホームページに「お腹の脂肪吸引がモニター価格の10万円で出来る」と書かれていた。興味があったのでモニター希望とメールを送り、後日カウンセリングに出向いた。

医師から「あなたの場合はお腹とお尻の両方の施術が必要で、それにはモニターの適用はない。費用は30万円」と言われた。高額なので断ったら、「今回は特別にあなただけ20万円にする。今日決めてほしい。」と勧誘された。断りきれずに契約してしまい、10日後に施術することになった。

翌日、施術のキャンセルを申し出たところ10万円の解約料を請求された。高額であり解約料の説明はなかったので不満だ。

### [ アドバイス ]

脂肪吸引や医療脱毛、まぶたを二重にする施術など、美容を目的とした医療サービスの相談が寄せられています。クリニックのホームページや雑誌広告、フリーペーパー等を見て出向き、カウンセリングだけ受けるつもりが契約してしまい、後でトラブルになるケースがあります。

美容医療サービスは医療行為のため、特定商取引法のクーリング・オフや中途解約の適用がありません。そのため一度契約すると解約・返金が難しく、高額な解約料を請求される場合があります。

キャンペーンやモニター価格などの広告に惑わされず、複数の美容クリニックを比較・検討して情報を集めましょう。

契約を迫られた場合は即決せずに、説明を十分に受けて納得できるまでは契約をしないことが大切です。

契約に関するトラブル  
消費者トラブルなど  
困った時はお早めにご相談を

## すみだ消費者センター相談室



相談専用  
ダイヤル

まずは電話でご相談ください

5608-1773

相談日.....月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

相談時間...午前9時00分～午後4時30分

所在地...墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

東武伊勢崎線・東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線

「押上駅」A3出口徒歩3分

東武伊勢崎線「とうきょうスカイツリー駅」駅徒歩7分

